

平成 27 年 7 月 7 日

会 員 各 位

日本公認会計士協会
会長 森 公高

金融庁検査局からの

「会計監査及び内部統制監査と金融検査の連携について（要請）」に関して

金融庁検査局から当協会宛てに、「会計監査及び内部統制監査と金融検査の連携について（要請）」（金検第 813 号 平成 27 年 7 月 6 日）が寄せられております。この文書には、金融庁が金融検査の在り方を改め、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングを効果的に組み合わせて実態把握を行う手法を導入していることを踏まえ、金融検査の立入検査中以外の期間においても必要に応じて、金融機関の会計監査人と双方向で意見交換を行うことについて、当協会に対して協力を要請する旨が記載されています（別添参照）。

会計監査及び内部統制監査と金融検査とでは必ずしも目的が一致するわけではありませんが、内部統制やリスク管理体制の向上はお互いの目的達成に関連することから、会計監査人としては、必要に応じ、銀行等金融機関の了承の下、金融検査当局との間で、双方向に情報交換・提供を行うことが適切であると当協会は考え、業種別委員会実務指針第 46 号「会計監査及び内部統制監査と金融検査との連携に関するガイドライン」を公表してきたところです。

会計監査人と金融検査当局の相互理解の促進は、会計監査人による金融機関に対する監査の品質の向上に資すると考えられることから、当協会としては、今般の要請についても、関係者が協力して対応することが適切であると認識しております。

つきましては、金融機関の監査に関与されている会員各位におかれましては、「会計監査及び内部統制監査と金融検査の連携について（要請）」に関して、上述の趣旨を踏まえて適切にご対応くださるようお願いいたします。

以 上